

資料5 市民意見

◆多摩市環境基本計画（原案）へのパブリックコメント

◇平成17年5月20日～17年6月5日まで募集

意見1

広報などにおいて発表されてから締め切りまで2週間というのは短すぎます。

意見2

基本計画書や募集要項にカタカナ英語がいろいろ用いられていますが、わかりにくいものがあります。日本語に置き換えができないのならせめて原語のつづりを併記していただきたいと思います。

◎意見1、2に対する市の回答

市民意見1について：意見を伺い、第2回目の意見募集は約1ヶ月の期間を設定しました。

なお、多摩市自治基本条例では15日以上の期間を設けるように規定しています。

市民意見2について：脚注に解説を記載していますが、完全には対処できていません。カタカナ英語の問題は個人差もありますが、わかり易いように心がけていきます。

その他2名より、施設建設などの要望をいただきました。

◇平成17年12月5日～18年1月6日まで募集

意見1

『タバコポイ捨て』

1. タバコは嗜好品です。禁止する前に、個人のマナー向上を図ることが大事だと思う。
2. 駅、コンビニ等でタバコを売っているのに喫煙場所がないのはおかしい。出来れば売るほうでもポイ捨てに対し一声運動をしてもらいたい。（ポイ捨て禁止ののぼり等）

『駅周辺自転車駐輪について』

1. 取締っても又同じ状態で経費の無駄づかいが多いのでは。このことについてもっと地元商店会の話聞いてほしい。

意見2

『喫煙場所の制限について』

街の清掃活動に参加すると、たばこの吸殻に限らず空き缶、ガム、菓子の袋など様々な物が捨てられていることが良くわかります。

喫煙場所だけを制限してもポイ捨てはなくなりません。吸わせない、食べさせない、飲ませないことより、捨てさせない事の方が大切だと思います。多くの人は、近くにゴミ箱や灰皿があることがわかっていれば、そこへゴミや吸殻を捨てるのではないのでしょうか。灰皿やゴミ箱の増設がポイ捨て防止につながるものと考えます。

意見3

「禁煙場所を設定したり、罰則を作ったり」と、たばこを吸う人を悪者扱いすることは、やめてほしい。反対に、たばこを吸う場所を作れば、ポイ捨ても減り環境の美化も進むと思います。

◎意見1、2、3に対する市の回答

多摩市では4駅周辺で禁煙区域を設けると共に喫煙スポットを設置し分煙化を図ろうと計画しています。この施策の実施に際しては上記意見を参考にさせていただきます。

意見4

1. 計画の内容については網羅的であり問題はありますが、計画の目的を達成する方法、手段が今までと同じでは5年後も同じような評価になるのではないかと思います。
2. 計画が「絵に書いた餅」にならないためには、市あるいは市長の行政における各種の行政目標の中で、「環境」のウエイト(優先順位)がどの程度認識されているか、また「基本計画推進委員会」が計画の進捗状況にどの程度責任を感じているのか、要するに市の姿勢が重要だと思います。
計画の多くは環境推進課の所管でありますので、計画を遂行するために人と予算が十分であるのか、他の部署の協力が得られるのかが決め手であろうと思います。
3. 環境問題は、市が企画するとしても実行するのは、市民(事業者を含む)ですので、市が音頭をとって市民を組織化することが重要であると思います。(もともと人と金が少ないわけですから) 全てを市が実行することはありませんが、市民任せでは実現しないことも事実です。
4. 行政のあり方としては、情報を集約し提供する情報センターの役割。市民活動が軌道に乗るまで、教育し、リードする役目が重要だと思います。どの計画を推進するにせよ、人作り、組織作りが基本であると思います。
5. 具体的な項目については尤もなことです。後は実践あるのみです。その場合全てを一度に実施できませんので、優先順位をつけるべきでしょう。(4つのリーディングプロジェクト外はその意味でしょうが、その中で更に優先順位と実施方法を具体化すべきです。)

◎意見4に対する市の回答

過去の評価は悪いものだけではありません。(資料1参照) 多摩市では、毎年環境に関する取り組み状況や施策の進捗状況をまとめ環境報告書を作成し、その実施状況を多摩市環境審議会で確認(市民認証)いただきながら推進しています。

施策の優先順位ですが、ご指摘のとおりリーディングプロジェクトに加え、地球温暖化対策及びアスベスト対策が優先度の高い施策です。それぞれ速度の差はありますが、推進しなければならない項目です。時代による必要性等を勘案して、臨機に進めたいと考えています。

その他、市民・事業者・行政の協働に関しては、心強い意見をいただきました。ご意見のとおり推進していきたいと考えています。

意見5

●16年度単年度でなく、前期の評価について所感を述べさせて戴きます。

全体的な事ですが、多種に亘っての目標とそれに対する評価が纏められていますが、目標値とその結果のみでは、後期に「だれが」「どのようにして」「どれだけ」「いつまで」など5W1H

での解析がされなければ、何の参考にもならないのでは。世の中全て「因果＝原因と結果」関係ではありませんか。どのような重点施策と実施項目をどんな目標値と進捗度管理方法でプロセス管理してきたその結果がどうであったか。それぞれの実績が出た解析をしなければ後期に効果ある手が打てないのでは。前期好結果がでた場合は後期もその施策を日々出来るようシステム化し、その反対の場合「どこ」をどのように修正、変更しなければならぬか大変重要と思われるが其の点がなにも説明されていないのが不思議です。永続的に、持続可能な環境都市にし、魅力ある市「多摩市」にするには行政、市民、企業、諸団体との協働が第一条件ではないでしょうか。その為には、互いが信頼し合え理解し合える状態を先ずは作らねばと思います。

●後期見直し概要（原案）について、項目別に述べさせ載きます。

1. みどりの保全・創出で緑地面積率を目標とするのは如何なものでしょうか。市全体のみどりの保全・創出をどのように描こうとしているのか、市民には先ず見えるように。市の全体を見渡してどの地域にみどりが少なく、人的に破壊したみどりの回復は何か等です。（例えば、関戸・一ノ宮など桜ヶ丘駅周辺の旧住宅地域に憩える公園不足や多摩川周辺と河川敷は荒れ放題など）
2. 水辺環境の保全・回復と生物多様性の確保についても唯々結果目標のみを設定しているが、具体的にそれらを達成する為の施策が発表されなければ市民はじめ関係諸団体も意欲が湧かないのでは。（多摩川が無視されて、大栗川・乞田川についてのみ述べられているが何故か。水辺まで降りて遊び自然観察や戯れられるのは多摩川の方が他の2河川より数段安全、安心ではないでしょうか。また、この課題は環境部以外の関連部隊との連携が必要と思いますがその動きも読み取れません。従来と同じ取り組み方でなく新しい手法をご提案されては如何でしょうか。）
3. 景観の保全・創出についても②と同じ意見です。
4. 環境教育の充実・環境学習の拡充などではやっとスタートラインに立ったと思います。公園や学校などにおける生物生息環境の創出でも瓜生小学校は学校ビオトープ活動とは言えないのでは。（以前よりの植生物は何かを調べ始めたばかりだし、水も水道水を利用等）また、本年開催された「身のまわりの環境地図展」でも出展学校数で見ると市内全校数からするとほんの僅かではないでしょうか。将来に向けて本当に取り組むべきと思いますが、その為には学校・保護者・環境団体と教育委員より市環境部が積極的に参画しなければ絵に描いた餅になるのでは。
5. 自然と親しむ項目では、水辺に連続するみどりの保全で多摩川と大栗川の合流点付近・・・とありますが、ワンドづくりは多摩川・大栗川・乞田川などもっと多くの箇所につくり市民特に子ども達が観察出来るようにしては。また、市民農園については一人単位で小さく行うのではなく、多摩市内の用地別に作物品種を大きな単位で区分けし、農家や農協の人達の指導で多摩ブランド品を考えては。（廃校のグラウンドなどもっと活用出来るのでは。）
6. ごみのポイ捨て等の防止については、ボランティアによる清掃活動の人に市より権限委譲しポイ捨ての人を規制出来るようにすると、防犯パトロールと同じように新聞配達・郵便配達・宅配便配達の人達にポイ捨て監視員の腕章を付けさせるなどして市民の意識改革を狙うのは如何でしょうか。

●多摩市自然学習「体験思い出道場」づくりの提案

多摩市は水と緑が大変豊かな街と言われながらも、それだけの価値を感じさせない大きな問題があると思います。多摩川寄りの旧住宅街と丘陵地寄りの新住宅街は同じ市とは思えぬ程多くの点が違い過ぎ、それぞれの存在がバラバラで統一観なく多摩市のC Iをイメージ付けるものは不在では。街の輪郭は従来より植生していた木々や草花と多摩川に囲まれ、市中心には自然再生による憩える大栗川と乞田川それと色とりどりの街路樹が住環境を優しく包むそんなイメージならば、街全体の一体感があるのと自然景観を重視した街づくりは素直に理解できるのではありませんか。

寧ろ、多摩市こそ自然環境を最大限活かした街づくりが出来るし、しなければならないのではないのでしょうか。自然環境の保全、再生、維持管理を実施するには市民との協働には大いに期待できると思いますが、そのためには行政側の強いリーダーシップが必要ではないのでしょうか。

課題が山積みであることは存じておりますが、現状の最優先課題と将来に向けての最優先課題を絞り込んで実行されては。前者は高齢者のウェルネスを住環境と健康維持方法と施設の在り方、後者は子供達（特に幼児・小学生・中学生）の知育・体育・食育の総合的対策と実施を早期にPDCAを回す時ではないのでしょうか。焦る事は危険ですが、急がねば後々後悔するのではないのでしょうか。「現在在る物＝有への対策は誰でも出来るが、現在無い物＝無への対策は有を生み出すもの故権限と責任と勇気のある人しか出来ないのでは」今、多摩市に元気を取り戻すには経済的発展ではなく心身の満足感で、それは上記2件の最優先課題の取り組みではないのでしょうか。

ここに、両最優先課題の取り組み策として、骨子のみをご説明させて戴きます。先程も述べました多摩市の自然環境を最大限活かすべく策で活かされていない環境を整備することによる方法です。それは、多摩川と約2,400メートルの河川敷と元市民プール跡地から交通公園の先までと大栗川河口自然林を高齢者の自然散策と健康維持の為、子供達の総合自然学習と自然遊びの為①多摩川の河床を整備②河川敷は自然な草木と人工的施設（休憩・冒険など）③緑地帯にはカヌー専用プール（特に子供達用）とポニー牧場（ボケ防止で高齢者乗馬用）で中心は川の源、水の源や鳥・魚・植物を流域一体として理解を深めるためと各流域との情報交流や人の交流を拓げるための拠点施設（仮称：たまりバーミュージアム・水辺の楽校・自然体験校）を開設。従来繁殖していた草木、水辺・水中の動植物や多くの魚・鳥が行き交う素晴らしい自然に触れ合い、遊び、学べる自然環境を先ずは多摩川とその周辺緑地に展開し、その後大栗川・乞田川の各拠点へと拡大する事が市民への元気づけになるものと確信します。

自然環境と施設が整備されれば多摩市民の優秀で健康な高齢者がガイド役として活躍出来る事は自然の中で子供と高齢者とのコミュニケーションが十分に期待出来、それによる影響は他の手段では決して得られない日本的な方法ではないのでしょうか。多摩市らしい多摩川河川敷とその周辺緑地を再生、保全と維持管理に取り組む事を優先的にご検討戴きたくご提案申し上げます。

◎意見5に対する市の回答

意見4でもお答えしたように、毎年環境報告書を作成しており、その中で進捗やプロセス管理を行なっています。

その他数々の提案をいただき有難う御座いました。参考にさせていただきます。特に「水辺の楽校」や「リバーミュージアム」の取り組みは P43 の【市の施策】「◆親しみのもてる水辺空間の整備」の中に記載しました。

意見 6

●（仮称）環境美化推進委員制度の創設

より多くの市民を集めることと、広く実効性のある制度にするには、地域等グループを作り、内容的にもエネルギー問題、ゴミ、まち美化などの取り組みの仕組みづくりから始めるいいと思う。

●事業者の活動の組織づくり

組織づくりは、あまり大上段に構えずに環境活動の情報等の交換会からスタートすることがいいと思う。

●学校での環境教育の充実

学校、市民への啓発などの環境教育の推進は、NPO 等に運営を委託する拠点施設（環境学習情報センターなど）を整備することが必要なことと思える。

◎意見 6 に対する市の回答

施策の実施にあたっては、ご意見を参考にさせていただきます。

意見 7

●公園や学校などにおける生物生息環境（ビオトープ）の創出

上記施策は多方面に関係し、有効かつ注目に値する施策と思います。早急の実施し、支援体制を推進していただくようお願いし学校ビオトープについて意見を述べます。

〈理由〉

1. 観察、自然の仕組みの理解、学習、環境の大切さを感じずる場、環境問題に関心を持つきっかけとなる。（学校での環境教育の充実、こどもエコクラブ。）
2. 多摩市に愛着を持つ環境サポーターを育む。（人材の育成の確保）
3. 子ども、学校（教員）、PTA、地域住民、環境団体、行政、企業が程度の差はあるにせよ、ビオトープに関わってくるので地域社会のコミュニケーションを促進する。（市民、事業者、行政のパートナーシップの形成）
4. みどりと水辺のネットワーク形成にも役立つ。

〈上記を実施するための具体的提案〉

1. 多摩市内、小中学校において、学校敷地内施設のビオトープ的利用の有無（水が中心）の調査
2. 学校ビオトープについて、専門家による講習、講演など。
3. 1. 2. を踏まえて、多摩市の小中学校で、ビオトープ活用校を選定。
4. ビオトープ（子どもエコクラブ）サポーターの募集——地域住民、環境団体、企業、PTA など。
5. 子どもエコクラブとサポーターによるプラン作り（目標、補修、造成、活動計画）と活動。
6. 主に地域住民、PTA 父兄、環境団体などの知識、経験、労力、各種技能のボランティア活動に当面、期待するところが多いと思われるが、活動に必要な機材の手配。

◎意見7に対する市の回答

具体的なご意見をいただき有難う御座いました。公園や学校などにおける生物生息環境の創出には、市民・事業者・行政の協働と地域の理解が重要と考えています。施策の実施においては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。

意見8

P100 コ・ジェネレーションシステム：

原 案 石油や天然ガスを燃焼させて発電するとともに、排熱を給湯や冷暖房にも利用することによって熱効率の向上を図るシステム。全体の熱効率は通常の発電の熱効率が40%以下なのに対して70~80%にまで高めることができる。

修正案 石油や天然ガスを燃焼させて発電するとともに、排熱を給湯や冷暖房にも利用することによって熱効率の向上を図るシステム。年間を通じ、電力の十分な利用と廃熱を最大限活用する運転管理を行った場合には、全体の熱効率は70%から80%まで高めることができる。但し、発電によるCO₂排出は避けられないことから、CO₂排出をゼロを目指すうえでは、ヒートポンプシステムを利用した高効率給湯器等の利用も検討に値する。

※ 省エネと環境を考える場合、最終的なエネルギー消費効率（COP）とCO₂排出量で評価していただく方がよろしいのではないのでしょうか。

火力発電所を含む系統電源（商用電源）で電動ヒートポンプ（ターボ冷凍機）を使用した場合、コ・ジェネレーションシステムのCOPは0.9、電動ヒートポンプのCOPは6.0、CO₂の排出量でも電動ヒートポンプの方が37%削減できるというデータがあり、環境的にコ・ジェネレーションシステムの方が優れているとは一概に言えないと思います。

記述では発電の熱効率だけを比較しており、市民に誤解を与えることも考えられます。

P105 13・14行目

原 案 わたしたちが日常生活の中で電気や自動車を利用し、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出することによって、地球温暖化は進むのです。

修正案 私たちが日常生活の中で電気やガス・水・自動車を利用し、二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出することによって、地球温暖化は進むのです。

P148 エネルギーを大切にす 13行目

原 案 電気製品を購入する際、低消費電力型、適正能力のものを選択するよう心がける。

修正案 電気製品を購入する際、「省エネラベリング制度」を目安に省エネルギー仕様、高効率の機器で、使用用途に対して過度なものは避け適正な能力のものを選択するよう心がける。

14行目

原 案 冷暖房機器や給湯機器等の過度な使用を避け、こまめな手入を心がける。

修正案 冷暖房機器や給湯機器等の過度な使用を避け、エアコンはオフシーズンにはプラグをコンセントから抜いたり、フィルターの掃除を行うなど、こまめな手入を心がける。

◎意見8に対する市の回答

ご意見は採用させていただき環境基本計画に反映させていただきました。ご意見有難う御座いました。

意見9

I have seen no data to support the claim that charging for trash bags will reduce the amount of garbage. In households such as mine, we will simply be forced to add one more bag to what we already throw away, increasing the amount of garbage. If the city still insists on charging us for trash bags, then it should lower our city taxes by that amount.

Otherwise this is nothing more than a tax increase.

〈訳〉 私は、ごみ袋の有料化によりごみが減ることになると言うデータを見たことがありません。私のような家庭では、単にごみ袋を一つ増やすことを強いられることになり、ごみの量が増加するだけです。

もし、それでもなお多摩市がごみ袋の有料化を強行するならば、その分税金を下げるべきです。さもないければ、このこと（ゴミ袋の有料化）は増税に他なりません。

◎意見9に対する市の回答

By charging you for trash bags, the burden on your side will increase.

However, managing only by taxes causes unfairness in tax payment among those who put out a large amount of trash and those who make efforts to reduce it. We refuse things which become trash, and by discretion and decrease of it, we can reduce the amount of the incineration and the reclamation of it. For the maintenance of the global environment your kind understanding and cooperation for this problem are highly appreciated by all means.

〈訳〉 ごみの有料化により皆さんのご負担は増えますが、税金だけの運営では、ごみを大量に出す人も減量に努力している人も税のご負担は同じになり不公平感が生じます。ごみになるものは断り、分別及び減量を行うことにより、ごみの焼却・埋立量を減らすことができます。地球環境の保全のために是非ご理解とご協力をお願いします。

以上を含め10人からパブリックコメントをいただきました。この他に文章表現等のご意見をいただいています。

◆多摩市環境基本計画（原案）への意見

◇平成17年10月1日～17年10月2日まで募集

意見1

1. 「多摩川の水辺」とその河川敷及び隣接している緑地（交通公園から一ノ宮公園）に市民特に小中学生総合学習の場として、市が環境整備することが、子どもたちの自然と環境への注目度が向上し、市のためになるのでは、また、高齢者の健康維持の散策路として緑地化を。
 - ①子どもたちのための水辺の楽校の設備
 - ②高齢者のための岸辺の健全な緑地化と休憩スポットの整備

意見2

2. のり面の植栽管理上の問題点について
 - ① グリーンライブセンターだけでなく、植栽管理のセミナーを毎年開催し基幹人員の養成を、また、間伐材等の処理ルートの確立を望みます。
 - ②のり面の緑の協定補助金については継続すべきである。
 - ③景観保持のため、街路樹、公園、のり面等の樹種別の管理マニュアルを作成する必要がある。
 - ④生ごみの堆肥化、落葉樹、選定枝の再利用による循環型社会を目指した取り組みが必要です。
 - ⑤剪定枝、間伐材等のリサイクルシステムの確立を、

意見3

3. 環境学習の充実について
 - ①環境学習について、講師などの登録制度を
 - ②地域の公園や校庭を活用した自然観察や農山村と連携した自然体験学習として総合的な位置付けが必要である。
 - ③スーパーでのトレイ回収のほか、卵パックの回収もして欲しい。
 - ④古布回収での「左右そろった靴下でなければならない理由は？」、基準や理由を明確にして欲しい。

◎意見1、2、3に対する市の回答

ご意見は参考にさせていただき今後検討していきます。なお、意見3の④について、靴下はリユースしていますので、両方が揃わないとリサイクル業者に引き取ってもらえません。また、基準ですが、穴等が無く汚れがひどくない状態（クリーニングし自宅で筆筒にしまえる程度）です。

資料6 多摩市環境審議会への諮問及び答申

■ 諮問

17多環環発第563号
平成17年11月9日

多摩市環境審議会会長 殿

多摩市長 渡辺 幸子

多摩市環境審議会における認証について（依頼）

標記のことについて、多摩市環境基本計画に基づく平成16年度事業及び環境行動計画の点検・評価・見直し・改善状況等について、「環境報告書（原案）」としてまとめましたので、多摩市環境審議会の認証をお願いします。

■ 答申書(表)

平成18年2月1日

多摩市長 渡辺 幸子 様

多摩市環境審議会会長
会長 藪田 雅弘

多摩市環境基本計画の見直しについて（答申）

平成17年11月9日に諮問されました多摩市環境基本計画の見直しについて、下記のとおり答申いたします。

記

平成17年11月9日に諮問されました多摩市環境基本計画について、多摩市環境報告書の確認を含め5回の審議会を行ってきました。多摩市の環境基本計画は平成13年12月に策定され14年4月に発効されました。計画期間は平成13年度より平成22年度までの10年間となっております。今回の見直しは10ヵ年の中間年である平成18年度から平成22年度に向け、前期の達成状況や昨今の社会情勢等を勘案し、多摩市として環境共生都市の実現に向けた環境基本計画とするため以下の項目を考慮すべきであると考えます。

また、環境基本計画には多くの施策が掲載されていますが、これらの実施においては市長の強い信念と実行力を発揮頂き、循環型社会の構築に向け環境行政を推進されることを切に要望します。

一 今回の見直しに当たっては、平成13年度からの環境関連事業等の状況を評価も審議してまいりました。したがって、市民がより理解しやすくするため、過去の評価を含め中間見直しの必要性などの記述を掲載してください。

■ 答申書(裏)

一 エネルギー消費量やごみ排出量の削減は持続可能な社会の構築には欠かせない大きな命題であり、また、市民も大きな関心を持っています。市民はこれらに対し自身の生活の中での問題としてとらえ、何ができ何をなさねばならないかについて大変関心があります。そのためには、行動の指針となるように、自分達一人ひとりが使用または排出している量の提示が必要です。是非、わかりやすく市民が関心を持ちやすい環境基本計画の改定と、市民、事業者と行政が一体となった施策の実施をお願いします。

一 市の環境関連事業については市民参加が進んでいますが、川については国や都の管理であるため、市民の意見が伝わりづらい状況にあります。治水や利水に加えて親水といった面をより重視した川の管理と利用が求められています。道路や公園等も同様ですが、これを改善するためには、市民と行政が一体となった取組が必要です。川を普段から親しみやすい場とするために、行政間の連携をはかり市民の意見を十分に取り入れ義務と責任を共有できることが重要と考えます。

一 市民や事業所や市が一体となって環境問題に取り組むためにも、環境の整備や開示などをめぐる仕組みの改善が求められています。環境問題の的確な把握のためには、環境に関するデータが利用しやすい状態で整備され、施策の遂行に活用される必要があります。現在でも一定の仕組みはありますが、情報化社会のメリットを最大限活かし、安価でアクセスの容易な環境情報を整備する仕組みづくりをお願いします。

一 地球温暖化の防止は人類の大きな課題です。今私たちができることはすべて、大小に限らず率先して取組まなければなりません。化石燃料をできるだけ使用しない方向での施策は何よりも進める必要があります。身近なところでは、自転車の利用促進は手軽に貢献できる方法であると思います。しかし、たとえば放置自転車の問題は駅周辺を中心に大きな迷惑となっています。二酸化炭素排出削減の観点からはレンタサイクルや駐輪場の確保等大いに利用を促しながら、放置自転車を減らすなどルールを遵守する施策の検討をお願いします。

以上

資料7 多摩市環境審議会の開催経緯

	開 催 日	審 議 内 容 等
第1回	平成17年11月9日	《環境基本計画》《平成16年度多摩市環境報告書》 ◇各委員に対する辞令及び会長への環境基本計画及び平成16年度環境報告書に対する諮問書の交付 ◇今後の進め方等について
第2回	平成17年11月25日	《環境基本計画》 ◇自然環境の保全、エネルギー・地球環境について ◇パブリックコメントについて
第3回	平成17年12月26日	《平成16年度多摩市環境報告書》 ◇環境報告書の確認
第4回	平成18年1月12日	《環境基本計画》 ◇公害防止、ごみ問題、人づくり・協働・パートナーシップ、その他について ◇パブリックコメントについて
第5回	平成18年2月1日	多摩市環境基本計画最終答申及び平成16年度環境報告書の確認（市民認証）

資料8 多摩市環境審議会委員名簿

(任期：平成17年9月1日～平成19年8月31日)

役職	氏名	分類	備考
1 会長	藪田 雅弘	学識経験者	中央大学 経済学部 教授
2 副会長	永塚 鎮男	学識経験者	元筑波大学教授
3 委員	植月 真理	事業者代表	(株) ネットワーク・ソリューション 広報・IR部 部長代理
4 委員	小澤 満寿雄	市民代表	多摩市自治連合会 会長
5 委員	小西 渡	市民代表	多摩青年会議所
6 委員	駒田 茂生	環境の保全等 に関する行政 機関職員	警視庁 多摩中央警察署長
7 委員	佐藤 香子	市民代表 (公募)	恵泉女学園大学在学 横浜市在住
8 委員	津田 隆夫	環境の保全等 に関する行政 機関職員	東京都環境局 多摩環境事務所長
9 委員	中瀬 剣正	市民代表 (公募)	豊ヶ丘在住
10 委員	星野 菜保子	市民代表 (公募)	鶴牧在住
11 委員	堀内 公子	学識経験者	大妻女子大学 社会情報学部 教授
12 委員	水野 晴行	事業者代表	多摩商工会議所 副会頭
13 委員	横山 陽	事業者代表	独立行政法人 都市再生機構 東日本支社 多摩事業本部長
14 委員	吉川 信治	市民代表 (公募)	貝取在住
15 委員	渡辺 直大	学識経験者	東京都福祉保健局 南多摩保健所所長

資料9 多摩市環境基本条例

〔平成10年9月30日
多摩市条例第32号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策 （第8条～第16条）

第3章 地球環境の保全等の推進（第17条）

第4章 多摩市環境審議会（第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

私たちの住む多摩市は、多摩川を始めとする豊かな水辺空間や貴重な樹林地の残る起伏に富んだ多摩丘陵等恵まれた自然環境の下で、有数の住宅都市として発展してきた。

しかし、人口の増加や都市活動の活発化に加え、物質優先の社会システム、生活様式が定着するにつれ、環境への負荷は確実に増大し、その影響は地域の環境に留まることなく、生命を育む地球の環境にも及ぶ事態に至ってきた。

私たちは、これまで自然の持つ浄化・再生能力に助けられ物質的に豊かな生活に慣れ親しんできたが、今、その代償として深刻な廃棄物問題や地球環境問題等、人間の生存基盤に係わる危機への対応を迫られてきている。

もとより、私たちは、良好な環境の下で、健康で文化的かつ快適な生活を営むことを希求する権利を有しているが、今日の環境問題の複雑化、多様化そして広域化といった面を考えると、その良好な環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を担っていることもより強く認識すべきである。

今こそ、これまでの物質的豊かさに重きを置く潮流を抜本的に見直し、良好な環境を基盤とした質的豊かさに重きを置く方向に流れを大きく転換し、持続可能な循環型の社会を築いていくという決意と実践が求められている。

このような認識の下に、市、市民、事業者等が各々の責務と役割に基づき、主体性を持ち相互に連携して、環境への負荷の低減、多摩市に残る貴重な自然の保全及び豊かな緑や水辺空間の創造等に関する持続的な取組を総合的に展開し、自然と共生する持続可能な循環型都市を実現していくため、市民の総意として、ここに、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全等を

図る上での支障の原因になるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

1) 公害の防止に関すること。

2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。

3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等、歴史的・文化的遺産の保全等に関すること。

5) 水等資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。

7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

（市民の責務）

第5条 市民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市、事業者及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともにその事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境の適正な保全等のため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境管理システムへの取組等環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市、市民及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。

（年次報告）

第7条 市長は、毎年、環境の保全等のため市が実施した施策の概要について、公表しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多摩市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1) 環境の保全等に関する基本理念及び目標
- 2) 環境の保全等に関する施策の方向
- 3) 環境の保全等に関する配慮指針
- 4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ多摩市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(環境学習の推進等)

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深め、自発的な環境の保全等に関する活動並びに地域社会との協働が促進されるよう環境の保全等に関する学習の推進及び広報活動の充実に努めるものとする。

(自発的活動の促進等)

第12条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体による自発的な環境の保全等に関する活動及び地域社会との協働が促進されるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第13条 市は、環境の現状に関する情報、市の施策及び将来の環境の保全等に寄与する情報について、適切に提供するように努めるものとする。

(監視、測定等)

第14条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等に努めるものとする。

(施策の評価)

第15条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するように努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第16条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全等の推進

(地球環境の保全等の推進)

第17条 市は、国、東京都等と連携し地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に資する施策を積極的に推進するとともに、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 多摩市環境審議会

(多摩市環境審議会)

第18条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として多摩市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- 1) 環境基本計画に関すること。
- 2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項の市長の諮問に応じて答申を行うほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べるができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 1) 市民
- 2) 事業者
- 3) 学識経験者
- 4) 環境の保全等に関する行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑 則

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

多摩市環境基本計画（第1次改訂版）

発行年月 平成18年3月
発行 多摩市
お問い合わせ先 環境部環境推進課
〒206-0024
東京都多摩市諏訪六丁目3番地2
TEL 042-338-6831（代）



古紙配合率 100%、白色度 70%の再生紙
を使用しています。

大豆インクを使用しています。